

船舶事故調査報告書

令和5年6月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄二（部会長）
 委 員 田村 兼吉
 委 員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年10月13日 21時10分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町島後北方沖 隠岐沖ノ島灯台から真方位338°54.8海里（M）付近 （概位 北緯37°12.1′ 東経132°50.6′）
事故の概要	漁船長勢丸は、えい網準備作業中、船長が左手からネットローラに巻き込まれ、上方の足場に頭部が当たり負傷した。
事故調査の経過	令和4年10月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 長勢丸、90トン HG2-6070（漁船登録番号）、個人所有 23.80m（Lr）×6.06m×2.36m、FRP ディーゼル機関、736kW、平成21年6月11日
乗組員等に関する情報	船長 29歳 四級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 平成26年3月27日 免状交付年月日 平成30年7月19日 免状有効期間満了日 令和5年7月18日
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び漁労長ほか8人が乗り組み、底引き網漁を行う目的で、令和4年10月12日10時00分ごろ、兵庫県新温泉町浜坂漁港を出港した。 本船は、20時25分ごろ島後北方沖の漁場に到着し、底引き網漁を開始し、約1,700mのえい航用ロープ及びその端末につながれた漁網の投網、えい網及び揚網を、約2時間30分置きに繰り返した。 船長は、漁網を、船体中央部に前後に並んだ2機あるネットローラ

の船尾側のネットローラ（以下「後側ローラ」という。）を使用して巻き上げていたが、10回目のえい網で漁網が破れたので後側ローラに破れた漁網を巻き取り、別の網を使用して11回目の投網を開始した。

本船は、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、右舷船尾部のリールウインチから、先端にブイ（以下「本件ブイ」という。）が取り付けられた右舷側のえい航用ロープ（以下「右舷えい航用ロープ」という。）を巻き出して敷設した後、その末端につながれた漁網を船尾中央から投下し、続けて漁網につながれた左舷側のえい航用ロープ（以下「左舷えい航用ロープ」という。）を左舷船尾部のリールウインチから巻き出して敷設した。

本船は、菱形を描くように航走し、投網を開始した場所に戻ったところで行きあしを止め、左舷側船尾に接続されたブームの先端を左舷えい航用ロープに取り付けて固定した後、海上に残置されていた右舷えい航用ロープの先端部を引き揚げて右舷側のリールウインチに巻き止める目的で、本件ブイを引き寄せた。

船長は、右舷えい航用ロープを、船首側のネットローラ（以下「前側ローラ」という。）を使用して巻き取るように引き込み用の索（以下「本件引き込み索」という。）を準備し、その末端に右舷えい航用ロープ先端を接続した後、本件ブイが船尾部の中央付近に来るまで巻き上げようと思っていた。（図1参照）

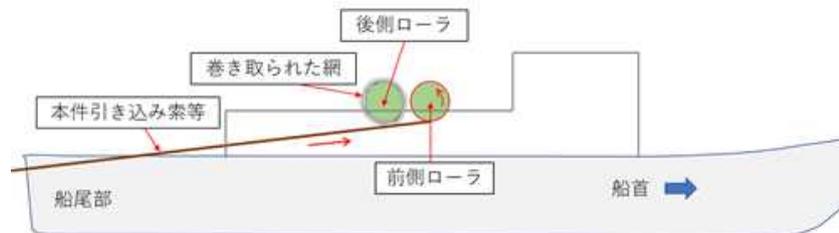


図1 前側ローラで本件引き込み索等を巻き取る状態

船長は、船尾部の甲板員が前側ローラから巻き出された本件引き込み索の末端の金具及び漁網の先端の金具（以下「本件接続金具」という。）をつないだ後、作業の補助を申し出た甲板員1人（以下「甲板員A」という。）を船首側の漁獲物の選別の区画に行かせ、前側ローラの巻き取り作業を単独で行うことにした。（図2参照）

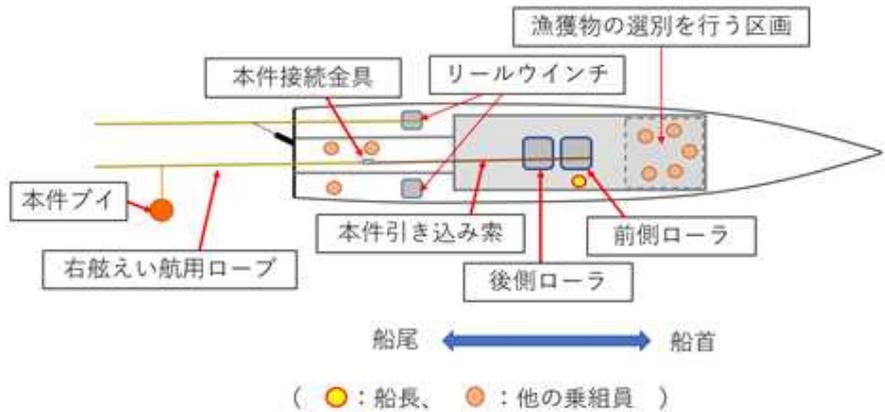


図2 本事故前の乗組員及び漁具の状況

船長は、操作用レバーにより前側ローラを本件引き込み索が下側から上側に巻かれるように回転させ、本件接続金具が近づいてきたので、後側ローラに巻かれていた網の下部に接触して引っ掛からないように、前側ローラを回転させた状態で、自身が右舷側に移動して、本件接続金具付近を引き下げようと掴んだ。(図3参照)

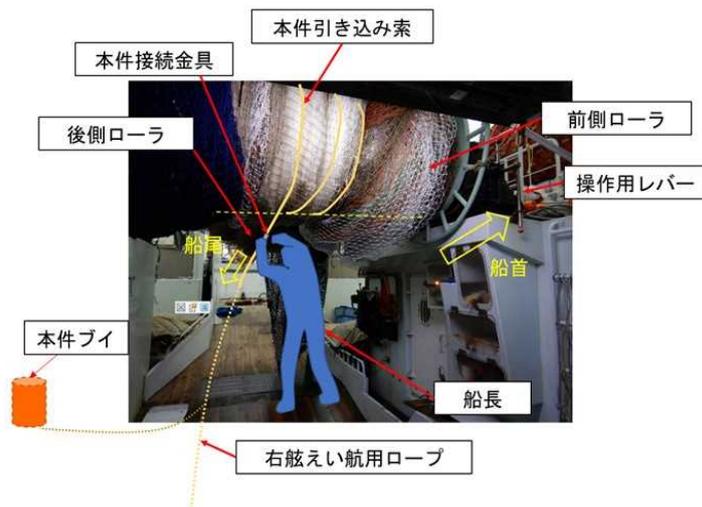


図3 船長が本件引き込み索を引き下げる状況

船長は、13日21時10分ごろ、左手のゴム手袋が本件接続金具の間に引っ掛けて外れない状態になり、そのまま本件引き込み索に引かれて、前側ローラを回り、上方の通路用の足場に頭部などが当たった。(図4参照)

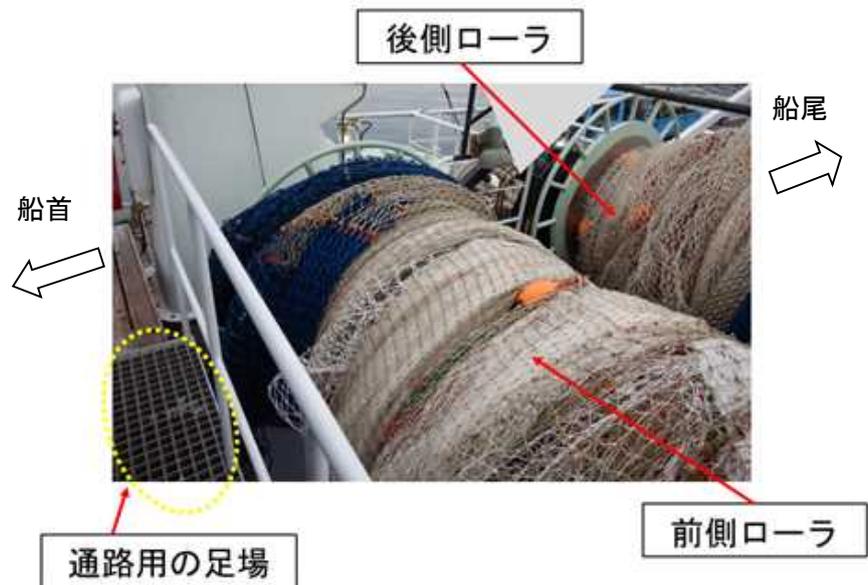


図4 前側ローラの上付近

漁労長は、大きな音と声に気付いて急いで送油ポンプを停止し、同様に気付いた甲板員1人が船首側から駆けつけて前側ローラの操作用レバーを中立とし、前側ローラが停止したので、上部において引き込み索が絡んだ状態になっていた船長の甲板への移動及び介抱などの指示を行った後、船橋に戻り、無線で、近くにいた僚船に海上保安庁に救援を要請するように依頼した。

本船は、甲板員数人で船長を抱えて甲板上に降ろして、船長に対する応急処置を行い、漁網を船尾から出した状態で、海上保安庁の救援が来るまで島後に向けて約10knの速力で南進した。

船長は、14日01時00分ごろ、来援した海上保安庁の航空機により、島根県松江市内の病院に搬送され、頸部コンパートメント症候群及び左中指腱断裂と診断された。

本船は、船長が海上保安庁の航空機で引き上げられた後、漁労長が操船を指揮し、帰港した。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長は、本事故当時、雨着及びゴム手袋を着用し、ヘルメットについては頭部を打つような危険な作業はなく不要と思い、脱いでいた。

本船は、漁網が破れることは数箇月に1回程度であった。

船長は、本船の船長として約3年乗り組んでおり、本事故当時と同様に、前側ローラで本件引き込み索を巻き取る作業を前回行ったときには、甲板員Aの補助を受けていたが、甲板員Aが本件接続金具付近を押し下げる作業を容易に行っていたので、自身も同じようにできると思い、単独で作業を行った。

船長は、本事故当時、漁獲量が多く、漁獲物の選別が忙しい様子

	<p>だったので、補助の甲板員Aを、なるべく早く選別の準備に当たらせたいと思い、本事故前に選別作業を行う区画に行かせて、自身が単独で作業を行おうと思った。</p> <p>船長は、日頃、手の保護及び利便性を考慮してゴム手袋を着用し、ロープなどを取り扱う作業を行っていたが、接続金具などにゴム手袋が引っ掛かるなどの経験がなかったため、本事故時もゴム手袋が、本件接続金具に引っ掛かり、外せなくなるようなことにはならないと思っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、健康状態は良好であり、通常の漁の4分の1程度の時間しか経過しておらず、疲れなどはなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>船長は、ゴム手袋を着用して、えい網の準備作業中、単独で、前側ローラにより本件引き込み索を巻き取りながら、本件接続金具付近を掴んで下方に引き下げようとしたことから、ゴム手袋が本件接続金具に引っ掛かり、前側ローラに引き込まれて上方の足場に頭部が当たり負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件引き込み索が巻かれた前側ローラを回転させた状態で、本件接続金具が後側ローラに巻かれた網の下部に引っ掛からないように、前側ローラの操作用レバーの場所から移動し、本件接続金具付近を押し下げる作業を行ったものと考えられる。</p> <p>また、船長は、前側ローラで本件引き込み索を巻き取る作業を前回行ったときには、甲板員Aの補助を受けていたが、その際、甲板員Aが、本件接続金具付近を押し下げる作業を容易に行っており、自身も同じようにできると思ったことから、甲板員Aを漁獲物の選別の準備作業に行かせ、自身が単独で作業を行ったものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故当時、漁獲量が多く、選別作業の人手が足りないと思ったことから、甲板員Aを、早めに船首部の選別作業を行う区画に行かせたものと考えられる。</p> <p>船長は、日頃、手の保護及び利便性を考慮してゴム手袋を着用し、ロープなどを取り扱う作業を行っていたが、接続金具などにゴム手袋が引っ掛かるなどの経験がなかったことから、本事故時もゴム手袋が、本件接続金具に引っ掛かり、外れなくなることを予想できなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が島後北方沖でえい網準備作業中、船長が、ゴム手袋を着用して、単独で、前側ローラにより本件引き込み索を巻き取りながら、本件接続金具付近を掴んで下方に引き下げようとしたため、ゴム手袋が本件接続金具に引っ掛かり、前側ローラに引き込ま</p>

	<p>れて上方の足場に頭部が当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、単独でロープの巻き取りなどの作業を行うときには、ローラを回転中、巻かれている索などには触れないこと。やむを得ずに巻かれている索などに触れる際には、ローラを停止して作業を行うこと。 ・乗組員は、ローラを回転中、ロープに触れる必要がある場合は、ローラの操作に専従する別の乗組員を配置し、ローラを一旦止め、必要に応じて断続的に回転させながら作業を行うこと。なお、その際には、手袋が引っ掛かりやすい接続金具などに触れないように注意すること。 ・甲板上で作業を行う乗組員は、ヘルメットを装着すること。

付図1 事故発生場所概略図

